

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0922 秋田市旭北栄町1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

「 !! 暴力団対策 !! 」

「全国における最近の暴力団対策の推進状況について」

- 任侠山口組の本拠事務所差し止め請求 神戸地裁に
指定暴力団山口組の3分裂騒動に絡み、任侠山口組が兵庫県内に構える本拠地事務所について、暴力団追放兵庫県民センターが使用差し止めの仮処分を神戸地裁に請求した。指定暴力団の本拠地事務所に対する同様の請求は、神戸山口組に続き2例目。
請求は、地元住民の委託を受けて暴追センターが訴訟する「代理訴訟制度」に基づく措置。昨年10月に神戸山口組の本拠地事務所に出され、地裁が採用禁止を決定。同12月には同組がみかじめ料の徴収拠点とする参加事務所に対しても申請され、立ち退きで和解が成立した。
2018.6. 28 Yahooニュース
- 神戸山口組に制裁金、1日100万円、仮処分守らず
指定暴力団神戸山口組の本部事務所について、使用禁止を命じた神戸地裁の仮処分決定を守っていないとして、同地裁が組側に対し、今後さらに違反があった場合、1日100万円の制裁金を支払うよう命じる決定を出した。
本部事務所は住宅街にあり、国内最大の指定暴力団山口組が分裂した後、神戸山口組の本部とされた。付近住民は抗争への不安を募らせ、暴力団追放兵庫県民センターに本部の使用禁止を求める仮処分申請の手続きを委託、昨年10月、神戸地裁が住民側の訴えを認めていた。
仮処分は本部への組員の立ち入りを禁じ、組の紋章や看板を掲げないように命じる内容。しかし、この建物に以前から住民票を置いていた神戸山口組最高幹部の若頭らが決定後も出入りする姿が確認され、さらに別の組員が本部に新たに住民票を移していたという。
センターは仮処分申請が守られていないとして、組側に制裁金を求める「間接強制」の手続きを地裁に申し立てていた。
住民側弁護士は「組側は本部に居住する権利を主張したが、組員が住むこと自体が暴力団の活動拠点だと裁判所が認めてくれた。大変意義が大きい。」と話した。
2018.7. 4 Yahooニュース

反社勢力及び悪質クレーマーに対する対応要領 ⑦

(5) 対応時間を設定する(相手を退去させるための目安になる)

- 予め相手に対応時間を告げる
- 時間になったら打ち切りを告げる
- 話が噛み合わず、堂々巡りになったら、その時点で面談を打ち切る



※ 状況にもよるが、面会時間は一般的に20分～30分が適当

※ 冷静な判断力を保つためには、30分が限度

対応例

☆ 面談時の対応

反社～「時間があるからゆっくり話そう! ……」

「今日は、良い返事が聞けるまでは帰らないよ……」等

対応～「私の方にも都合がありますので、面会時間を30分間とさせていただきます」

「〇時〇分から会議がございますので、それまでの30分間とさせていただきます」

「予めお断りしましたとおり、30分になりましたので、これで面談は終了させていただきます」

- ※ 最初の段階で「何時までならお話しを伺います」などと告げ、可能な限り短くすること
- ※ 退去を求めた時間や相手の言動は必ずメモに残す 居座る場合は警察に通報する
- ※ 施設の管理権に基づき退去要求を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく、これらの場所から退去しない場合は、

⇒ 不退去罪(刑法第30条 3年以下の懲役・10万円以下の罰金)

